

選択時のご注意

選択② 課税口座に移管 を選ばれた場合には、2022年以降の譲渡益・配当等が課税されます（譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります）。

将来、結果的に **選択① 新たな一般NISA口座に移管（ロールオーバー）** と **選択② 課税口座に移管** のどちらが有利であったのかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なりますので、選択時にこの点を踏まえご検討ください。

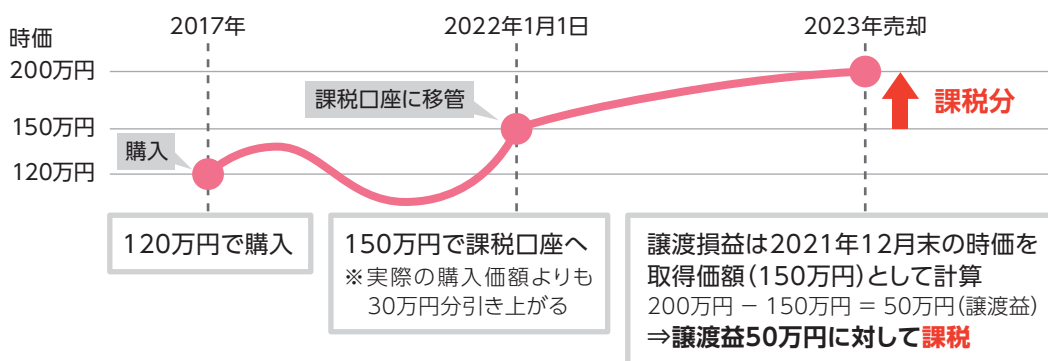
選択① 「新たな一般NISA口座」(ロールオーバー)を選んだ場合

- ▶ 2022年の非課税枠を利用した上で、引き続き譲渡益・配当等の**非課税が継続**（損益通算等はありません）

選択② 「課税口座」を選んだ場合

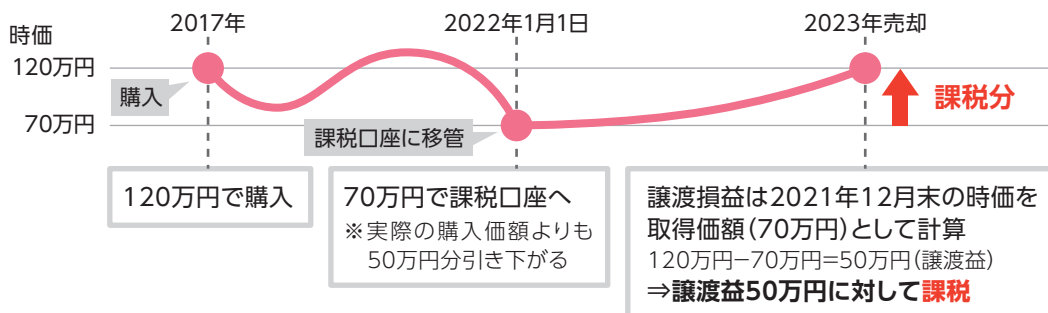
- ▶ 2021年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、**譲渡時には取得価額を基に課税**（損益通算等ができます）

例 120万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却



課税口座へ移管した時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管した時の時価との差額が譲渡益となり課税されます。

例 120万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、120万円で売却



商品の状況を確認し、どちらを選択するかをご決定ください。